

紹介手数料返金の規定

客観的かつ合理的に明らかな採用者の責に起因して求人者が採用者を解雇した場合、または採用者が自己都合により入社日から6ヶ月以内に退職した場合、弊社は求人者へ紹介手数料のうち下記表の通り払い戻しを行う。

退社時期	返還する人材紹介手数料
入社から2ヶ月未満	80%
入社から3ヶ月未満	50%
入社から6ヶ月未満	25%